

（宛先）伊勢崎市長

（支援事業者） 住所（所在地） 伊勢崎市今泉町2丁目410
名称 ○〇〇ガス株式会社
代表者職 代表取締役
氏名 伊勢崎 太郎 ※押印不要

伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業補助金交付申請書

伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業支援金の交付を受けたいので、伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業支援金交付要項第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

担当者連絡先	住所	〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町2丁目410
	職	営業部 営業課
	氏名	伊勢崎 二郎
	電話	〇〇〇〇-△△-□□□□
	FAX	〇〇〇〇-△△-◇◇◇◇
	e-mail	〇〇〇〇〇〇@△△△△△ ※ない場合は「なし」と記入

※添付書類 別紙1・2

(支援事業者) 名称 ○○○ガス株式会社
代表者名 伊勢崎 太郎

誓約事項等同意書

次に掲げる全ての要件を満たしています。(□に✓を入れてください。)

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) この要項による補助金の交付を受けていないこと
- (9) 関係法令や基準等を遵守すること

次に掲げる者に該当しません。(□に✓を入れてください。)

- (1) 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
- (3) 群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号。以下「条例」という。)第2条第1号又は第3号に規定する者(以下「暴力団等」という。)
- (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (6) その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(支援事業者) 名称 ○○○ガス株式会社
 代表者名 伊勢崎 太郎

1 補助金交付額計算表

対象月	4月	5月
値引き対象 契約口数	1,100口(A1)	990口(A2)
値引き原資の支援	$\text{¥}1,000 \times \text{(A1)} \underline{1,100} \text{口}$ $= \underline{1,100,000} \text{円(B1)}$	$\text{¥}1,000 \times \text{(A2)} \underline{990} \text{口}$ $= \underline{990,000} \text{円(B2)}$
実施のための 経費の支援	$= \underline{30,000} \text{円(C1)}$ ※1	$= \underline{20,000} \text{円(C2)}$ ※1
月ごとの金額	$\text{(B1)} + \text{(C1)}$ $= \underline{1,130,000} \text{円(D1)}$	$\text{(B2)} + \text{(C2)}$ $= \underline{1,010,000} \text{円(D2)}$

2 補助金交付額

補助金交付申請額	月ごと (D1+D2) の金額合計 <u>2,140,000円</u>
----------	-------------------------------------

※1 実施のための経費の支援

L P ガス料金の値引きを実施した契約口数

1件以上1,000件以下の場合 20,000円/月

1,001件以上2,000件以下の場合 30,000円/月

2,001件以上3,000件以下の場合 40,000円/月

3,001件以上4,000件以下の場合 50,000円/月

4,001件以上の場合 60,000円/月